

建築物環境計画書制度(大規模建物)の 強化・拡充について

【意見表明の対象】

2025年12月22日(月曜日)開催
第5回 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

●省エネルギー性能基準
<住宅以外の用途>

		現行	改正後
断熱性能 BPI		1.0以下	0.9以下
省エネ性能 BEI ※1	工場等	0.75以下	0.75以下
	事務所等・学校等	0.8以下	0.75以下
	ホテル等・百貨店等	0.8以下	0.8以下
	病院等・飲食店等・集会所等	0.85以下	0.85以下

今回改正(案)

<住宅の用途>

今回改正(案)

		現行	改正後
断熱性能 UA値※2		0.87以下	0.8以下
省エネ性能 BEI※1		1.0以下	0.85以下

●電気自動車充電設備整備基準

<整備基準の適用及び算定方法> (改正なし)

	整備基準の適用	実装整備基準	配管等整備基準
専用駐車場	5以上の平置き駐車区画を有する場合	区画の20%以上に整備	区画の50%以上に整備
		上限:10台	上限:25台
共用駐車場	10以上の平置き駐車区画を有する場合	1区画以上に整備	区画の20%以上に整備
		上限:設定しない	上限:10台

<整備基準の履行方法>

	充電設備の整備	配管等の整備
現行	平置き駐車区画で整備が必要	平置き駐車区画で整備が必要
改正後	平置き駐車区画に加え、機械式立体駐車場での整備も可能とする	変更なし

今回改正(案)